

和光市専用水道規制事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定による専用水道の事務の取扱いについて、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定める事項を補完し、申請書等の様式を定めて申請者等の協力を仰ぐことにより、確認事務等の円滑な処理を図ることを目的とする。

(専用水道布設工事設計の確認申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）によるものとする。

2 法第32条に規定する確認を要する工事は、次に掲げるとおりとする。

- ・ 専用水道施設の新設に係る工事
- ・ 令第3条に規定する水道施設の増設又は改造の工事

3 法第33条第5項の通知は、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第2号）又は専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第3号）によるものとする。

4 法第33条第3項の届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（様式第4号）によるものとする。

(専用水道給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の届出は、専用水道給水開始前届（様式第5号）によるものとする。

2 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定は、専用水道の設置者が法第32条に規定する確認を要しない範囲で施設の変更（導管工事を除く。）を行った場合においても適用するものとする。

(水道技術管理者設置の届出等)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の水道技術管理者を設置又は変更したときは、速やかに専用水道水道技術管理者設置（変更）届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

(業務委託開始等の届出)

第5条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は専用水道業務委託開始届（様式第7号）により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道業務委託契約失効届（様式第8号）により行うものとする。

(専用水道廃止の届出)

第6条 専用水道の設置者が専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第7条 専用水道の設置者が法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、専用水道給水緊急停止報告書(様式第10号)により、直ちに市長に報告するものとする。

(台帳の記載)

第8条 市長は、第3条から第5条までの届出を受けたときは、専用水道台帳(様式第11号)に必要な事項を記載するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、専用水道の規制事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。